



# くすのき



No.120

R5年12月発行

## ◆ ひきこもりからの立ち直り ～有効だった支援を本人が語ります～ ◆

令和5年度第3回「子ども・若者支援ネットワーク協議会」実務者会議が11月20日(月)に市役所北棟集会室にて開催されました。今回は、がまごおり若者サポートステーションの水谷栄恭氏、北斗寮の藤野佑亮氏、平向剛士氏のお三方を招いての講演会でした。



体験を語る講師の皆さん

水谷さんが司会となって、ひきこもりを克服した藤野さん、平向さんに質問を投げかけ、お二人に答えていただく形で進みました。

お三方の自己紹介に続き、ひきこもった理由やひきこもっている期間の具体的な生活状況や心情について答えていただきました。取りまわし役の水谷さんにもひきこもりの経験があり、当事者の心情に寄り添いながら、参加者にとって、とても参考になるお話を引き出していただきました。

「ひきこもっている期間、本人には誰の、どんな話も届かない。届かないのだけれど、粘り強く関わってくれようとした人や、自分は会わなかったけれど何度も何度も訪問してくれた人がいたことは、うれしかった」というお二人の言葉がとても印象に残りました。接触を試みようとしても拒否され、本人になかなか会うことができない支援者にとって、本当にとても励みになる言葉です。

「やり直しはいつからでもきくが、一人では難しい。周りの人からのサポートが必要」、「出会いが大切。自分を必要とってくれる人と出会えたことがターニングポイントになった」という実感のこもった言葉も印象に残っています。当事者の生の声が聞けたことに対する感謝の気持ちが、講演会の参加者からも多数寄せられています。

今回、ひきこもりを克服した青年から多くの大切なことを学ぶことができました。本講演会で学んだことを生かして、よりよき支援者、よりよきネットワーク協議会として機能していきたいと強く思いました。

## ◆ 青少年健全育成協力店 ◆

### 新規登録店の紹介

- ・ コミュニティサロン結 (中央本町)



◆ 十二月二十日～ 月十日は  
青少年の非行被害防止に取り組む県民運動(冬期)実施期間です ◆

## ◆ 7月から性犯罪の取り締まりが厳しくなりました ◆

盗撮を取り締まる「撮影罪」、SNSを通じた被害防止が期待される「面会要求罪」と「映像送信要求罪」が新設され、7月から施行されています。面会要求等罪は16歳未満の子どもを守るために作られました。同時に「強制性交罪」が「不同意性交罪」に名を変え、成立要件に「虐待による心理反応」「経済的・社会的関係上の地位に基づく影響力」「フリーズ状態」が追加されました。

性暴力は「魂の殺人」とも言われています。根絶を期待します。

## 1月の補導予定

- 大塚班 各自補導
- 三谷班 各自補導
- 蒲郡班 各自補導
- 中部班 12日(金)18:00 蒲西小学校
- 塩津班 各自補導
- 形原班 18日(木)18:00 形原中 (出前講座)
- 西浦班 各自補導

よろしく  
お願いします



## ◆ 編集後記 ◆

11月に「青少年健全育成協力店舗」を巡回訪問しました。店舗を訪れる子どもや若者に目を配り、温かく適切な声をかけていただいている実情が良く分かりました。また、店舗周辺を行き交う子どもたちに朝夕挨拶していただいたり、日暮れ時には早く帰宅するよう声掛けいただいたりしてくださっています。市内が平穏なのは、街の皆さんの温かな目と声掛けのおかげです。皆さんに心から感謝です。12月～1月は、クリスマス・冬休み・正月・お年玉・・・浮かれがちになる時期です。各家庭でよき対話を!

